

野田市公告第 8 5 号

野田市子ども館整備事業について、設計・施工一括発注公募型プロポーザルを実施しますので、下記のとおり公告します。

令和 元年 9 月 2 日

野田市長 鈴木 有

1 事業概要

(1) 事業の名称

野田市子ども館整備事業

(2) 事業の内容

野田市子ども館の整備（設計・施工一括発注）

(3) 事業場所

野田市清水1122番地の1他

(4) 事業詳細

別紙「野田市子ども館整備事業 設計・施工一括発注公募型プロポーザル事業者募集要項」に定める。

2 参加者の構成要件及び参加資格要件

公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 参加者の要件

- ① 参加者は複数の構成員からなる任意に結成された連合体（以下「コンソーシアム（企業連合）」という。）又は単独の企業とする。
- ② コンソーシアム（企業連合）を構成する場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、コンソーシアム（企業連合）の構成員は、他のコンソーシアム（企業連合）の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。
 - ア コンソーシアム（企業連合）の構成員は、設計業務を担当する者、工事監理業務を担当する者及び建設工事の施工を担当する者からなるものとする。
 - イ コンソーシアム（企業連合）の代表者には、建設工事の施工を担当する者を充てるものとする。

(2) 参加資格要件

① 共通事項

- ア 野田市入札参加資格業者名簿に登録されている者。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に該当しない者。
- ウ 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、当該事実があった日から3年を経過している者。
- エ 野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者。
- オ 野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年5月11日制定）に基づく指名除外を受けていない者。
- カ 手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間を経過している者。
- キ 入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者。

② 設計者又は工事監理者の資格要件

設計業務又は工事監理業務に従事する者は、以下の要件を全て満たすこと。

- ア 野田市入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント）に登載され、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者。
- イ 公告日前10年の間で延床面積1,000㎡以上の児童館、保育所、子育て支援施設等の児童福祉施設（児童福祉法第7条で規定する施設）を設計者については設計業務、工事監理者については工事監理業務を官公庁又は民間から元請として受注（1件の契約額が500万円以上）したことがある者（履行が完了していること）。
- ウ 配置予定の管理技術者は、公告日において、設計者の企業に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者。
また、工事監理者は、公告日において、工事監理者の企業に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者。
- エ 配置予定の管理技術者は、延床面積1,000㎡以上の児童館、保育所、子育て

て支援施設等の児童福祉施設（児童福祉法第7条で規定する施設）の設計業務において担当者として従事した実績を有すること。

オ 配置予定の工事監理者は、延床面積1,000㎡以上の公共施設の工事監理業務において担当者として従事した実績を有する者。

③ 施工者の資格要件

施工業務に従事する者は、以下の要件を全て満たすこと。

ア 野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に「建築一式工事」で登載され、野田市内に本店又は契約権限等を委任する営業所等を置く者。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 建築一式工事における経営事項審査の総合評定値（P点）が700点以上の者。

エ 公告日前5年の間で延床面積1,000㎡以上の当該工種（建築一式工事）に係る建設工事を官公庁又は民間から受注（1件の契約額が1億円以上）したことがある者（履行が完了していること）。

オ 配置予定の監理技術者は、公告日において、施工者の企業に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該工事に専任で配置できる者。

カ 配置予定の監理技術者は、延床面積1,000㎡以上の建設工事において主任技術者又は監理技術者として従事した実績を有する者。

キ 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号に規定されている営業所における専任の技術者は、監理技術者になることはできない。

3 提案上限額 795,257,000円（消費税及び地方消費税含む）

上限内訳	設計費	62,894,000円（消費税及び地方消費税含む）
	工事費	716,681,000円（消費税及び地方消費税含む）
	工事監理費	15,682,000円（消費税及び地方消費税含む）

4 手続等

（1）担当課

野田市児童家庭部児童家庭課

〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7番地の1

TEL：04-7125-1111

FAX：04-7123-1087

E-mail：jidou@mail.city.noda.chiba.jp

(2) スケジュール

令和元年 9月 2日 (月) 公告
令和元年 9月 2日 (月) 参加表明書受付開始
令和元年 9月 2日 (月) 技術提案書受付開始
令和元年 9月 2日 (月) 質問受付開始
令和元年 9月13日 (金) 質問受付締切
令和元年 9月25日 (水) 質問回答
令和元年 9月30日 (月) 参加表明書受付締切
令和元年10月15日 (火) 技術提案書受付締切
令和元年10月23日 (水) 第1次審査結果通知
令和元年11月上旬 第2次審査実施
令和元年11月上旬 選定事業者(優先交渉権者)及び次点決定

5 その他

詳細は、「事業者募集要項」、「要求水準書」、「子ども館整備基本構想」等による。

以 上